

ユニフォーム規定等に関する確認事項

制定 平成22年3月24日

施行 平成23年4月 1日

- * 全ての大会出場時において、自宅から大会会場までの行き帰りについては、制服を着用すること。(宿舎からコースまでは制服若しくはユニフォームとする)
- * 高等学校ゴルフ連盟主催以外の大会に出場する際も、各校で定めたユニフォームを着用すること。
- * 当該ゴルフ場のドレスコードは、高ゴ連のユニフォーム規定よりも優先する。
- * クラブハウス内に於いて、ジーンズ類、短パン、Tシャツ、サンダル等その他、ゴルフ場に相応しくないものは禁止する。
- * ズボン・キャップには関しては、同色であれば可とする
- * ノースリーブシャツの着用は禁止する。
- * シャツの裾は、ズボン若しくはスカート等の中に入れること。
(極端に短いシャツは認めない)
- * 半袖の下に、インナーの着用は認めるが単なる長袖のシャツは認めない。インナーもユニフォームの一部として考える。学校内では統一、同色のインナーを着用のこと。
インナーとは、スポーツ性機能が備わっているものとする。
- * 迷彩柄のズボン、カーゴタイプのズボン(切れ込みポケットのあるものも不可)、ライン入りのズボン、ホットパンツは着用禁止とする。
- * サンバイザーは男女共禁止とする。
- * 装飾品については、ピアス・貴金属類のアクセサリーの着用は禁止する。
- * サングラスは基本的に禁止する。但し、所定の使用願の提出がある場合のみ着用を認める。
- * 化粧については、禁止する。
- * ネックウォーマーは禁止する。

以上、不明な点においては必ず事前に各地区連盟まで問い合わせること。